

進路指導部だより 第5号

平成30年10月5日(金)発行
東京都立八王子特別支援学校
校長 井上 美保
〒193-0931
八王子市台町3丁目5番1号
TEL 042-621-5500(代)

発行元：進路指導部 担当：渡邊 富士子 URL <http://www.hachioji-sh.metro.tokyo.jp>

日増しに秋の深まりを感じる今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、第5号の進路指導部だよりは、9月12日に行いました「第3回進路保護者研修会」の内容を御届けします。児童、生徒たちの将来の「お金」について学びました。

第3回 進路保護者研修会の報告

金井勉社会保険労務士オフィス社会保険労務士産業カウンセラーの金井勉様を講師にお招きし、「20歳前傷病による障害基礎年金について」というテーマでお話を伺いました。

【障害者枠で一般就労した際の保険】

- ・労災保険…仕事上の病気やケガに支給される。保険料は会社が負担し、個人負担は無い。
- ・雇用保険…失業等の給付がなされる。加入できるのは、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ・社会保険…健康保険と厚生年金保険がある。加入できるのは1週間の所定労働時間及び、1ヶ月の所定労働日数が4分の3以上。
- ・健康保険…仕事以外の病気やケガに支給。
- ・厚生年金保険…老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の支給がある。国民年金も一緒に支給される2階建て方式である。

【20歳前傷病による障害基礎年金】

20歳前に発生した傷病による障害により、20歳以降一定の障害状態にあれば支給される。国民年金法によるもので、知的障害とりわけ精神遅滞はほとんど生まれつきなのでこれに該当する。無拠出の年金。20歳前には国民年金に加入できない。20歳前に被保険者になりたくても、なれない人を救済するもの。そのため、通常の障害基礎年金より厳しい支給停止事由が規定されている。

その一つに所得制限がある。前年の所得額が462,1万円を超える場合であるので、特別支援学校の卒業生がこの所得制限にかかることはない。

【年金申請の方法】

年金は請求しなければ支給されない。20歳になったら障害年金申請をした方が良い。(役所の年金課または社会保険労務士に相談に行くが良い。)

まずは医師の診断書をとる。知的障害の場合は精神科(特定の用紙がある。)

年金請求書(国民年金障害基礎年金)、年金の申込書、指定の診断書(20歳前後3ヶ月以内)、病歴・就労状況等申立書(基本的に本人や親が記入、難しい場合は社労士等が代理で作成する。)住民票、所得証明書、「受診状況等証明書」または「受診状況等証明書が添付できない理由書」を提出する。申請して2~3ヶ月で結果が出る。支給が確定すると年金証書が送られてくる。20歳になった月の翌月分から支給される。その後「年金振込通知書」が送られてきて年金が振り込まれる。偶数月に2か月分が振り込まれる。

【軽度の人々の年金申請】

軽度だからといって役所の窓口で受理を拒否することはできない。

審査は日本年金機構が行う。

働いていて年金支給停止になることはない。就労しているから直ちにだめではない。

(長く働いた方が良い。やめると再就職に3ヶ月以上かかる。)

支給するか否かは医師の診断書でほぼ決まる。知的、精神の場合、診断書裏面が大事。

日常生活能力は医師の診察では判断できない。

本当のところ、日常生活能力の程度は一緒に生活する家族にしかわからないので、本人、親、家族が医師に訴えることが大事になる。本人が日常生活でできないこと、不都合なこと等を綿密に家族で検討して申立書を作成する。これを医師にもって行って説明し、かつ、年金請求書を出すときに添付することが重要である。

【グループホーム】

- ・自己負担（家賃、食費、水道・光熱費、雑費、他は国の補助が入る。家賃補助もある。）
- ・食事を作ってくれる。その人件費を国が負担してくれている。1か月2万2千円位
- ・東京都は8万から10万の自己負担。
- ・若いころからグループホームで生活し、生活力を身に着けた方がいい。

【質疑応答】

Q 障害基礎年金の受給可否、市役所に申請するうえで重要なことは？

A 診断書に関し、客観的に具体的に医者へ伝えることが大事である。また申立書をエピソード交えて、具体的に書く。申立書を医者へ渡す際に「申請の時に国に添付します」と言う。国に出されると聞くと、申立書に沿って、診断書を書いてくれる。ほとんど診断書で受給可否が決まる。

Q 主治医について、精神科医への切り替えはいつくらい？

A ぎりぎりまでよくわかっている小児科の先生に診てもらうのがよい。改めて精神科へは20歳過ぎたらでよいと思う。

Q 14歳。転勤族。20歳には地元で帰って生活する。18歳に地元へ行って改めて医者にかかるが、その時までの通院状況等は情報提供等されるか？

A 現在かかっている主治医が熱心で、よくお子さんのことをわかってくれている医者なら紹介状を書いてもらう。

Q 現在主治医に将来的に障害基礎年金を受けたい旨を伝えているが、それだけで十分ではないか？

A 口で伝えるだけでなく、申立書を渡すと良い。

Q 申立書の記入が難しい場合は、社労士に相談してよいか？

A 構わない。しかし、他の業務も多々あり、支援が100%できるかはその時にならないとわからない。報酬は伝えることができない。相談、書類作成、3万から5万円。年金がもらえた場合、成功報酬として、年金2・3か月分（13万から20万）をいただきます。

以上、第3回進路保護者研修会の報告でした。

当日は多くの保護者の方にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

お知らせ

次回の第4回進路保護者研修会は、「福祉事業所説明会」になります。2月6日（水）午前です。

八王子地区にある事業所をお招きします。各ブースに分かれ、興味のある事業所を集中して聞いていただけます。ご予約下さい。

